

佐賀県人事委員会告示第1号

不利益処分についての不服申立てに関する規則(昭和38年佐賀県人事委員会規則第4号)第10条の2第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年3月3日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

1 審査請求人の氏名

森隆元、本村安次、内田弓子、井上文二、鍋島直彦、高尾六次、山口正、袈裟丸代美、稲葉秀實、田中義政、光岡喜貞、栗山タツ子、江頭正克、平野兆万亀、居本喜代、内田八重子、八谷清子、森規、大串義則、初井一也、八雲尚子、舛尾開蔵、末永義治、林田文雄、南里哲男、大木克己、川原太一郎、村田公平、小林新喜、吉田勝彦、橋口誠、小柳榮次郎、多久島和、中原政之、彌富徳太、柴田正雄、辻勇、橋本テイ子、宮原和夫

2 公示事項

昭和50年7月14日付け又は昭和52年9月29日付けで受理した地方公務員法(昭和25年法律第261号)第49条の2第1項の規定に基づく1に掲げる者の審査請求については、不利益処分についての不服申立てに関する規則第12条第1項の規定に基づき、平成27年2月19日付けで棄却する旨の決定をした。

当該決定書の正本は、当委員会において保管しており、いつでもその送付を受けるべき者に交付する。